

平成28年熊本地震の避難者の皆様へ

福岡県は民間賃貸住宅を借り上げて提供します。

対象になる方（概要）

熊本県からの避難者 （平成28年4月14日 時点において、熊本県に 居住していた世帯）	①から③のいずれかを満たす者（世帯） ① 住居の全壊又は大規模半壊により居住する住宅がない者 ② 長期にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める者 ③ 半壊であっても、取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、 自らの住居に居住できない者
--	--

※詳しくは、福岡県庁HPを検索、もしくは福岡県被災者住宅支援窓口にお問い合わせください。

民間賃貸住宅等の条件

次の①、②のいずれにも該当する県内の住宅となります。

- | |
|-------------------------------------|
| ① 耐震性が確保された住宅（昭和56年6月1日以降に建設された住宅等） |
| ② 家賃・・・4人以下の世帯は6万円以下、5人以上の世帯は9万円以下 |

県が負担する経費

- 毎月の家賃、損害保険料（1万円以下／年）
 - 諸経費：退去修繕負担金（家賃2ヶ月分以下）、仲介手数料（家賃の0.54ヶ月分以下）
- ※上記以外の光熱水費、管理費、共益費、駐車場料金、自治会費等は入居者の負担となります。

入居期間

借上げ日から最長2年間

募集期間

平成28年7月5日（火曜日）から（7月中は、土日祝日も対応）

問合せ先

制度について

- 福岡県被災者住宅支援窓口（福岡県庁住宅計画課）TEL：092-643-3870

物件について

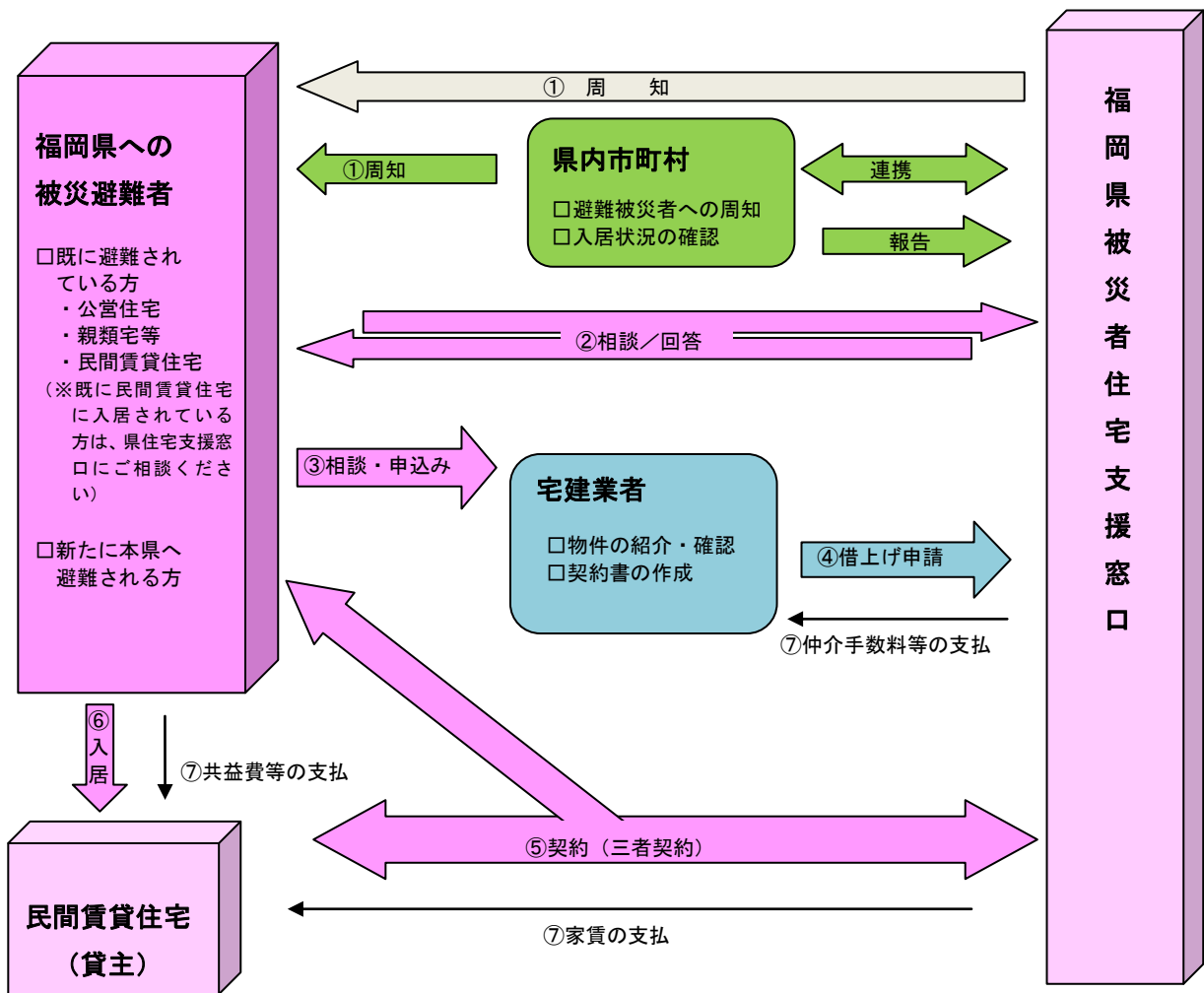
- 福岡県内の最寄りの宅建業者にご相談ください。
※取扱い物件の具体的情報については、以下でご覧になれます。
 - ・公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会 HP：「ふれんず」
 - ・公益社団法人 全日本不動産協会福岡県本部 HP：「熊本地震被災者支援住宅」

その他

- ① 避難者は、自ら条件にあった物件を探して頂きます。
- ② 受付の際には住所や家族構成などに関する事項をお聞きすることもありますのでご了承ください。
- ③ 受付後、事実と相違することが判明した場合や、必要な証明書等が未提出の場合は契約ができないことがあります。入居後、判明した場合は契約を解除し、県が支払った家賃等は返還していただきます。
- ④ 県が借り上げた住宅から一旦退去されますと、原則、その後は災害救助法の対象となりません。
- ⑤ 県が借り上げる住宅は、災害により住宅が被災し、居住することが困難になった方に住宅再建までの間、一時的に住宅を提供するものです。通常の賃貸借契約と異なり定期賃貸借契約ですので、期間が満了すると退去しなければなりません。

平成28年熊本地震被災者に対する民間賃貸住宅提供に係る手続きの流れ

福岡県、貸主、被災者（入居予定者）の三者契約となります。



平成28年熊本地震避難者に対する民間賃貸住宅の借上げ対象となる経費

経費の区分	負担区分	備考
家賃の条件	県	・4人以下の世帯は6万円以下 ・5人以上（乳幼児を除く）の世帯は9万円以下 ※上記の家賃の賃貸住宅に限ります（それ以外は原則、みなし仮設の対象外です）。
退去修繕負担金	県	家賃の2ヶ月分以下。これを超える修繕費については、入居者の負担となります。
仲介手数料	県	家賃の0.54ヶ月分以下。契約締結後、県が宅建業者に速やかに支払います。
共益費	入居者	入居者の負担となります。
管理費	入居者	同上
損害保険料	県	県が契約締結後、速やかに宅建業者等を経由し支払います。
光熱水費	入居者	入居者の負担となります。
駐車場	入居者	同上